

浜田市教育委員会 障がい者活躍推進計画

令和2年4月

浜田市教育委員会

機関名	浜田市教育委員会
任命権者	浜田市教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日(5年間)
浜田市教育委員会における障がい者雇用に関する課題	<p>浜田市教育委員会においては、非常勤職員について障がい者の積極的な採用に努めており、法定雇用率も達成している。</p> <p>今回、「障害者の雇用の促進等に関する法律」第7条3の規定によりこの障がい者活躍推進計画を作成するにあたり、障がい者雇用及び採用した障がい者の活躍を推進するための更なる体制整備に取り組み、実雇用率の上昇を目指すとともに、採用した障がい者の確実な定着を図る必要がある。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p>【実雇用率】</p> <p>令和2年6月1日時点 2.5%</p> <p>令和3年6月1日以降 2.6%以上</p> <p>(参考)令和元年6月1日時点の実雇用率:2.53%</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない</p> <p>(評価方法) 毎年の任免状況通報の時期に前年度採用者の定着状況を把握。</p>
取組内容	
1. 障がい者の活躍を推進する体制整備	
(1)組織面	<p>○障害者雇用推進者として教育総務課長を選任する。</p> <p>○障がい者雇用の推進及び計画の実施状況の点検・見直し等を行うため、教育部の部課長による協議・検討会議を、会計年度任用職員の任用更新時期のほか、半年に1回程度開催する。</p> <p>○教育総務課人事担当者、障がいのある職員が配属されている部署の所属長及び上司または職場の同僚を支援担当者を選任する。</p> <p>○障がいのある職員に対し、組織内の相談先や人的サポート体制(障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員、支援担当者等)、組織外の相談・支援機関等について周知する。相談があった場合、外部関係機関(島根労働局、障がい者支援機関等)と連携しながら解決にあたり、不本意な離職に繋がらないよう努める。</p>
(2)人材面	<p>○障がいのある職員を適切にサポートするため、障害者職業生活相談員として教育総務課総務企画係長を選任し、必要に応じ島根労働局が開催する障害者職業生</p>

		<p>活相談員資格認定講習を受講させる。</p> <p>○障がいのある職員が配属されている部署の職員を中心に、島根労働局や各種団体が開催する研修等への参加を促す。</p>
2. 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		<p>○現に勤務する障がい者や今後採用する障がい者の能力や希望及び教育部内の各部署の意見を踏まえ、既存業務の切り出しや新しい業務の創出について検討し、障がい特性に合った職務の選定を行う。</p> <p>○障がい者の新規採用又は部署異動があった場合は随時面談を行い、障がい者と業務の適切なマッチングができているか点検し、必要に応じて業務内容の見直し等を行う。</p>
3. 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	<p>○新規採用した障がい者については、随時、面談により必要な配慮等を把握して必要な措置について検討し、働きやすい環境づくりに努める。</p> <p>○措置を講じるに当たっては、障がい者からの要望を踏まえつつ、過重な負担とならない範囲内で適切に実施する。</p>
	(2)募集・採用	<p>○採用選考に当たり、障がい者からの要望を踏まえ、障がい特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫する。</p> <p>○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障がいを排除する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
	(3)働き方	<p>○障がいの程度や特性に合わせ、時差出勤、短時間勤務制度等、柔軟な勤務時間の活用を図る。</p> <p>○年次有給休暇や特別休暇等の各種休暇の利用を促進する。</p>
	(4)キャリア形成	<p>○本人の希望等も踏まえつつ、実務研修、向上研修等の教育訓練を実施する。</p>

	(5)その他の人事管理	<p>○障がいのある職員に対し、必要に応じ配属先の上司または人事担当者による面談を実施し、状況把握、体調配慮を行う。</p> <p>○中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。</p> <p>○本人が希望する場合には、「精神障がい者等の就労パスポート」の活用等により、就労支援機関等と障がい特性等についての情報を共有し、適切な支援や配慮を講じる。</p>
4. その他		
		<p>○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。</p>